

5 監 査 第 1 4 号
令和 5 年 4 月 2 0 日

請求人（略）

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

令和5年2月22日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年2月22日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県議会事務局長
- 2 請求の対象となる財務会計行為
愛知県議会議員（以下「議員」という。）渡辺昇（以下「渡辺議員」という。）に対し、平成29（2017）年度の事務所の賃料として使用した政務活動費の返還を請求すること。
- 3 請求する措置
不当に使用された政務活動費の返還を求める。
- 4 上記の行為が違法・不当である理由
渡辺議員自身が社長を務める特定の株式会社（以下「A社」という。）から借りた事務所の賃料としてA社に支払っており政務活動費の不当な使用である。

第2 監査委員の除斥

監査委員の川嶋太郎及び青山省三は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第3 監査の実施

本件住民監査請求は、法第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

- 1 監査対象事項
平成29（2017）年度に渡辺議員に交付した政務活動費のうち、渡辺議員が、A社に支払った事務所費相当額の返還請求権の不行使
- 2 監査対象機関
愛知県議会事務局
- 3 関係人調査
渡辺議員に対して、法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査を実施した。

第4 監査結果

1 認定した事実

(1) 政務活動費に係る制度及びその運用について

ア 関係条例等について

政務活動費は、愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛知県条例第41号。以下「政務活動費条例」という。）第7条第2項の規定に基づいて交付されるものである。政務活動費の統一の運用基準として、愛知県政務活動費マニュアル（以下「マニュアル」という。）が定められている。マニュアルは、政務活動費の使途の透明性を確保するため、法第109条に規定する議会運営委員会に対する諮問及びその答申を経て、政務活動費条例第12条及び第13条に基づき、愛知県議会議長（以下「議長」という。）が定めたものである。

また、愛知県議会基本条例（平成25年愛知県条例第57号。以下「議会基本条例」という。）は、第6条において「会派及び議員は、別に条例で定めるところにより交付された政務活動費を、適正かつ有効に活用するとともに、その使途の透明性を確保しなければならない」と定めており、政務活動費の使途を明らかにしなければならないことを議員の重要な責務として明記している。

イ 交付等の手続について

(ア) 知事による交付

知事は、毎年、会派及び議員の当該年度分の交付の決定をし、交付の決定をされた会派及び議員は、毎月5日までに当月分を知事に請求する。請求を受けた知事は速やかに交付する。その額は、議員一人当たり月額50万円であり、その額を会派に配分する額及び議員に配分する額に一律に区分することとされている。

(イ) 議長への収支報告書等の提出

会派の代表者及び議員は、前年度における政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを毎年4月30日までに議長に提出する。

(ロ) 議会事務局による点検

議長に提出された収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しについて、議会事務局は点検を行う。

なお、当該点検においては、提出された書類の内容について、必要書類の欠落がないか、計算の誤りや書類間の記載事項の矛盾はないか、マニュアルに定める「充当が不適当な経費」に該当するものがないか等について確認を行っている。

(ハ) 議長から知事への収支報告書の送付

議長は、会派代表者及び議員から提出のあった収支報告書の写しを知事に送付する。

(オ) 返還

政務活動費条例第10条には、知事は、会派及び議員が交付を受けた政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該会派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額（以下「残余額」という。）の返還を命じることができる旨が規定されている。

ウ マニュアルの定めについて

マニュアルは、政務活動費の使途のうち「事務所費」につき、「事務所の購入については、充当は認められない。また、自己（生計を一にしている親族も含む。）所有の事務所に賃借料相当を計上することも認められない」と定めている。

なお、政務活動費に係る令和5（2023）年2月13日付けの愛知県監査委員の監査結果（以下「前回監査結果」という。）において示したとおり、マニュアルの文言からは、事務所の所有者が法人である限り、当該法人と自己又は生計を一にする親族との関与の状況にかかわらず、賃借料に政務活動費を充当することは認められると形式的な反面解釈をする余地を残しているものの、政務活動費が公費であることからすれば、この運用は厳格に解釈すべきであり、政務活動費を事務所費として充当することについて、議員又は議員と生計を一にしている親族が支配株主となっている法人所有の事務所については賃借料相当を計上することは認められないと解するのが相当である。

エ 事務所の賃借の状況について

収支報告書の添付書類として議長に提出された「賃借事務所概要報告書」によれば、平成29（2017）年度において、渡辺議員はA社から事務所を賃借しており、政務活動費を充当している1階部分の賃料は月額17万7,000円（税抜き額。税込み額は19万1,160円）であった。渡辺議員は、当該事務所の賃借料に対し、2分の1の按分率^{あん}での政務活動費の充当（以下「本件充当」という。）を行っており、その金額は月額95,580円、1年間の合計で114万6,960円であった。

そして、A社の発行した領収書の写しには「代表取締役渡邊昇」と記載されており、かつ、A社の商業登記簿謄本により、渡辺議員自身が代表者の一人であったことが認められた。

ここで、議会事務局による点検の状況を確認したところ、各会派及び議員の政治活動の自由に影響を及ぼすことのないよう、議会事務局では、議長に提出された収支報告書及び領収書等の写しの外形的な確認を行って

おり、渡辺議員がA社から対象事務所を賃借していること書類上の確認は行っているものの、A社における渡辺議員の持株の割合等については把握していないとのことであった。

(2) 関係人調査の実施及びその結果

前記(1)において認定した事実を踏まえ、渡辺議員に対し本件充当に関する状況を確認する必要があると認めたことから、前回監査結果の考え方を示した上で、前記第3の3の関係人調査を実施し、A社の持株の割合等について回答を求めたが、再三の要請を行ったにもかかわらず、何ら回答は得られなかった。その具体的な経過は次のとおりである。

ア 本件住民監査請求の内容からは、渡辺議員に対する関係人調査が必要となることが想定されたため、令和5年3月6日、調査を円滑に実施できるよう、愛知県監査委員事務局職員（以下「事務局職員」という。）が事前に渡辺議員に面談して調査への協力を打診した。これに対し、渡辺議員からは、調査を拒否する旨の回答があった。

イ その後、調査を実施することが正式に決定されたことを受け、令和5年3月13日、改めて調査に対する協力を依頼するため、事務局職員が渡辺議員と面談したが、同様の対応であった。

そこで、監査委員は、書面による調査を実施することとし、令和5年3月20日付けで調査の依頼に係る書面を書留郵便にて渡辺議員宛て郵送したところ、同月22日に当該書面は受領されたものの、回答期限の同月31日までに回答はなかった。

ウ このため、監査委員は、渡辺議員に再度調査を実施することとし、かつ、再度の調査に当たっては、議会基本条例第6条において、議員の重要な責務として、政務活動費の用途を明らかにする必要があることをも付記して、令和5年4月11日付けで書面を郵送し、調査への回答を同月14日までにを行うことを求めた。なお、当該書面は、渡辺議員が確実に了知し得るように内容証明郵便及び特定記録郵便にて郵送した。その結果、特定記録郵便は同月12日に到達したことが認められるものの、同月19日に至るまでこれに対する回答はなく、また、内容証明郵便にて郵送した書面は配達時に受領されず、郵便局における保管期間の7日間、当該書面が受領されることはなかった。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ、判断する。

- (1) 請求人は、渡辺議員自身が代表者を務める法人が所有する事務所の賃借料に政務活動費を充当することは認められないと主張している。
- (2) 前回監査結果において示したとおり、議員本人又は生計を一にする親族

が支配株主となっている法人所有の事務所については、賃借料相当を計上することは認められないと解するのが相当である。

この点、渡辺議員に対する関係人調査により、前述した前回監査結果の考え方を示した上で、平成29（2017）年度当時のA社の株式の保有状況を確認することを試みたものの、前記1(2)のとおり、何ら回答が得られなかった。このため、持株の割合が確認できず、支配株主であったか否かを直ちに断定することはできない。

しかし、A社の商業登記簿謄本を調査したところ、渡辺議員は平成16（2004）年6月にA社の代表取締役就任しており、平成19（2007）年10月からは他の者も代表取締役就任して共同代表取締役となったものの、平成29（2017）年度時点で渡辺議員は約14年間の長きにわたりA社の代表取締役の一人であったことが確認された。もちろん、渡辺議員がA社の代表取締役の一人であるからといって、生計を一にする親族も含めて、その支配株主であることを直ちに認めることはできないものの、渡辺議員は、A社の株式配当の実施の有無及び配当率、役員報酬等を決定できる立場にあったと認められる。

また、渡辺議員は、A社に対する事務所の賃借料の支払いに政務活動費を充当していた以上、前記1(1)アの議会基本条例第6条に基づき政務活動費の使途の透明性を確保し説明責任を果たさなければならない。言うまでもなく政務活動費の原資は税金であり、議員の職責には県民の負託に応えるべき高度な責任が伴うものであることからすれば、その充当に関して議員に課された説明責任は極めて重いものであって、これを果たさないことは同条に違反するのみならず、議員としての基本的責務を怠っていると言わざるを得ない。

これらのことからすれば、渡辺議員が、A社の共同代表取締役に長く就任し続けているという一応の事情があり、かつ、本人及び本人と生計を一にする親族のA社の持株の比率、A社の株主構成その他の政務活動費の使途の透明性を確保するための事情を明らかにすることを拒否している以上、本件充当は不適切であると認めざるを得ない。

なお、監査委員は、議員が政務活動費の使途の透明性を確保することを怠り、調査を拒否することによって、議員又は議員と生計を一にする親族が支配株主であることを確認することができないために、議員が政務活動費の返還請求を免れることを是認することはできない。

- (3) したがって、渡辺議員の平成29（2017）年度の事務所賃借料に対する政務活動費合計114万6,960円の本件充当は不適切であり、知事は、本件充当相当額について、政務活動費として充当できない経費とし、当該金額を残余額と

して返還命令を発出し、渡辺議員に対して返還を請求すべきところ、これを怠っていると云わざるを得ない。

- (4) なお、念のため付言すれば、法第242条第2項の期間制限については、本件住民監査請求は、同条第1項所定の違法又は不当に財産の管理を怠る事実を改めるために必要な措置を講ずべきことを求めていたものというべきであり、同条第2項の適用はないと解されるべきであるから（最高裁昭和53年6月23日判決）、請求人の求めた監査期間に違法はない。

第5 結論（勧告及び要望）

1 勧告

以上述べたとおり、本件充当は不適切であると認められるので、次のとおり知事に対して勧告する。

- (1) 渡辺議員に対し平成29（2017）年度に知事が交付した政務活動費のうち、事務所の賃借料として充当した額114万6,960円を残余額として返還を請求すること。
- (2) (1)の措置は、令和5年5月31日までに講ずること。

2 要望

前回監査結果において示したように、本件問題が発生した一因として、会派及び議員が政務活動費の運用のよりどころとするマニュアルの規定において、その運用解釈に疑義を生じさせる規定の曖昧さがあったことは否めず、かつ、愛知県議会において、これまで検討されてこなかった経緯もある。

このような状況において、渡辺議員が本件規定の解釈を誤っていた可能性もあり、その解釈を直ちに強く非難することは相当でない。議長に対し、前回監査結果と同様に、今回の問題提起を機にしてマニュアルの規定を疑義が生じないものに改訂することを引き続き要望する。